

各社会福祉施設等の管理者 様

静岡県健康福祉部長

新型コロナウイルス感染症発生施設への職員派遣について（依頼）

本県の福祉行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解・御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、高齢者や障害のある方等の入所系施設及びグループホームや有料老人ホーム等の居住系施設（以下「施設等」という。）は、利用者やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要です。

このたび、本県では、新型コロナウイルス感染症対策として、施設等において感染者が発生した際に、全ての施設等において入所者支援を継続して行えるよう、応援体制を構築することとしました（別添イメージのとおり）。

おって、緊急時の応援に係るコーディネートを委託した静岡県社会福祉協議会等から職員の派遣が可能な施設等の登録の案内がありますので、貴施設等におかれましては、是非、派遣可能施設として御登録いただき、感染者が発生した施設等への職員派遣の御協力をお願いいたします。

県といたしましても、施設等で感染者が発生した場合、速やかに調達困難な衛生用品の支援を行うとともに、感染者の発生状況に応じ、感染症専門家等を派遣し、ゾーニング（区分け）や個人防護具の着脱方法などの指導を行います。皆様の不安が軽減するように、できる限りのサポートをしてまいりますので、多くの施設等の皆様に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

担当 福祉長寿局福祉指導課 電話 054-221-2960
障害者支援局障害者政策課 電話 054-221-3599